

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 227 実務対応報告公開草案第 61 号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」の公表について

2021 年 3 月 25 日開催の第 454 回企業会計基準委員会において、実務対応報告公開草案第 61 号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」

（以下「本公開草案」という。）の公表が承認されました。連結納税制度とグループ通算制度とでは、完全支配関係にある企業グループ内における損益通算を可能とする基本的な枠組みは同じであることから、両社の相違点に起因する会計処理及び開示を除き、連結納税制度における実務対応報告第 5 号等の会計処理及び開示に関する取扱いを踏襲することが提案されています。

以下では、本公開草案の主な内容について紹介します。

### 【会計処理】

#### (1)法人税及び地方法人税に関する会計処理について

グループ通算制度における通算税効果額は、グループ通算制度を適用したことによる税額の減少額であり、法人税に相当する金額であるとされています。そのため、個別財務諸表における損益計算書において、当事業年度の所得に対する法人税及び地方法人税に準ずるものとして取り扱うこと、とされています。

#### (2)税効果会計に関する会計処理について

グループ通算制度においては、各通算会社が納税申告を行うことから、「納税申告書の作成主体」は各通算会社となるが、グループ通算制度を適用する通算グループ全体が「課税される単位」となると考えられます。そのため、連結財務諸表においては、「通算グループ内のすべての納税申告書の作成主体を 1 つに束ねた単位」に対して税効果会計を適用すること、とされています。

### 【開示】

#### (1)表示

通算税効果額は、法人税及び地方法人税を示す科目に含めて、損益計算書に表示すること、とされています。また、通算税効果額に係る債権及び債務は、未収入金や未払金など

に含めて貸借対照表に表示すること、とされています。

繰延税金資産及び繰延税金負債に関する表示について、個別財務諸表においては、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債は、相殺して表示し、連結財務諸表においては、通算グループ全体の繰延税金資産の合計と繰延税金負債の合計を相殺して、連結貸借対照表の投資その他の資産の区分又は固定負債の区分に表示すること、とされています。

## (2)注記事項

グループ通算制度を適用した場合又は取りやめた場合に加えて、本公開草案により法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理を行っている場合には、その旨を税効果会計に関する注記の内容とあわせて注記すること、とされています。

また、繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等の注記について、法人税及び地方法人税と住民税及び事業税を区分せずに、これらの税金全体で注記すること、とされています。

### 【適用時期】

原則適用：2022年4月1日以後に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から

早期適用：2022年3月31日以後に終了する連結会計年度及び事業年度の期末の連結財務諸表及び個別財務諸表から

以上